

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 11月定例会 ——

令和元年11月21日（木）

令和元年11月 教育委員会定例会（甲）

開 催 日 時 令和元年11月21日（木） 午後2時00分～午後4時09分  
開 催 場 所 大会議室  
出 席 委 員 古川正之 教育長  
森井良子 教育長職務代理者  
三町章 委員  
山口有紀子 委員  
丸山憲子 委員  
説明のための出席者 齊藤豊 教育部長  
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長  
川上吉晴 地域学習担当部長  
余語聡 教育総務課長  
安部幸一郎 学務課長  
荒木忍 教育施策推進担当課長  
坂本伸之 中央公民館長  
利光良平 中央図書館長  
松長功二 学務課長補佐  
関口優一 学校給食センター所長  
岡村由美子 指導課長補佐  
窪田隆徳 指導主事  
小影俊一 指導主事  
小松正典 花小金井図書館長  
書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主任  
傍 聴 者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会11月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

初めに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は三町委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（８）及び議案第３２号から第３４号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

## ○古川教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

### （教育長報告事項）

## ○古川教育長

初めに、教育長報告事項を行います。

（１）教育委員会管外視察研修について、私からご報告いたします。資料№.1をご覧ください。教育長報告事項、１１月１５日に森井教育長職務代理者、三町委員、山口委員、丸山委員、随同行の余語教育総務課長と坂本中央公民館長ほか事務局３名と私の１０名で、尾瀬岩鞍リゾートホテルと埼玉県吉川市立美南小学校を視察してまいりました。

午前中に、来年度から小学校の移動教室で宿泊場所として利用する予定になっている尾瀬岩鞍リゾートホテルを訪問しました。小平市役所を午前７時４０分に出発し、所沢インターから関越自動車道に入り、途中上里サービスエリアで休憩し、午前１１時に尾瀬岩鞍リゾートホテルに着きました。所要時間は３時間２０分でした。

尾瀬岩鞍リゾートホテルに到着後、星野支配人の案内で野外炊飯場など野外施設を見学しました。その後、館内の客室、浴場、全体集会に利用できる大広間、レストラン等を見学しました。質問にも答えていただきました。

一番重要な医療機関については、昼間は車で１０分の片品診療所、夜間は車で５０分の国立沼田病院等があるとのことでした。ホテルの従業員が２４時間勤務しているため、必要な場合はホテルの自動車で診療所等に送っていただけるとのことでした。

移動教室期間中は、小平市の１校もしくは２校で全館を貸し切りということで、使用しやすいと思われました。

夜の活動となるキャンプファイヤーやナイトウォークは、ホテルの駐車場など敷地内で行うことができるとのことでした。近隣に一般の住宅がないので、迷惑をかけることがないというのがうれしく思いました。

また、尾瀬岩鞍リゾートホテルから尾瀬国立公園の登山口までは３０分、日光までは約１時間の距離で自然観察を取り入れた体験学習もしやすいと思われました。移動教室の宿泊場所としては、

望ましい施設だと感想を持ちました。

午後は、埼玉県吉川市立美南小学校を訪問しました。美南小学校は学校と複数の公共施設が一体的に整備された複合施設として平成25年4月1日に開校されました。美南小学校が立地する美南地区は、新市街地で人口が急増している地域です。学校を初め既存の公共施設がなかったため、地域のニーズを踏まえ整備されました。

美南小学校に到着後、吉川市教育委員会中村教育部長、染谷教育総務課長、美南小学校清水校長から説明を伺い、その後、施設を見学しました。

1階は、北校舎に地域が利用する施設として地区公民館、子育て支援センター、高齢者ふれあい広場と学童保育室がありました。南校舎には、音楽室、家庭科室、図工室など学校開放に使用する特別教室などが配置されていました。

また、北校舎と南校舎の西側の間に体育館があり、地域に開放しているとのことでした。学校の普通教室や職員室等主な部屋は2階以上に配置していました。学校と一般利用者の入り口を分けてあり、午後5時になると1階から2階に上がる階段の扉が締め切られます。子どもたちの安全確保に配慮していることがわかりました。

このようにいろいろな工夫や配慮がなされており、小平市の学校等の更新の際に大変参考になる施設だと思いました。

最後になりましたが、私どものために時間を割いて快く視察をお引き受けいただきました、尾瀬岩鞍リゾートホテルの星野支配人初め関係者の皆様と埼玉県吉川市教育委員会戸張教育長、中村教育部長、吉川市立美南小学校清水校長初めとする教育委員会事務局と教職員の皆様に心より感謝を申し上げまして、管外施設研修の報告といたします。

私からの報告は以上でございます。

ほかの委員の皆様で何か感想等がありましたらお願いいたします。

## ○森井教育長職務代理者

教育長がおっしゃったところで十分網羅されているとは思いますが、尾瀬岩鞍リゾートホテルは施設も清潔に保たれており、何より外のスペースが十分にあって野外活動の幅が広がるとともに、先ほどお話にもありました野外炊飯場やさまざまな自然体験メニューも用意されているということで、子どもたちが喜んで施設を利用できそうであるという感想を持ちました。

また、施設内には二つの大浴場があり、大きさが違うのですが、利用する学校の男女差に合わせて対応してくれるということ、また、温泉であることも大変すばらしいと思いました。子どもたちの宿泊施設としては本当にすばらしいところであるという感想も持ちました。

美南小学校は、埼玉県吉川市で2番目の複合型の小学校であるというご説明を受けました。現在1,100名を超える児童が在籍するというので、広い敷地面積の中に地域、学校の意見が反映された複合施設として、小学校としてはもちろんさまざまなニーズに応えた工夫が随所に見られました。

清水校長先生から、マンパワーによりそれぞれの施設が有効に機能しているとお話を伺い、

立派な施設も活用するためには人の力が必要であること、地域との関係性が重要であることを改めて感じました。

また、学校と一般利用者を分けるゾーニングと動線に着目し、安全管理には細心の注意を払われていることや、小学校が地域コミュニティの拠点となることで地域全体の活性化につながるような期待もあり、大変有意義な視察となりました。

## ○古川教育長

ありがとうございました。ほかの委員の皆様、よろしいですか。

以上で、教育長報告事項を終了いたします。

### (事務局報告事項)

## ○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

初めに（１）令和２年度予算編成方針について説明をお願いいたします。

## ○齊藤教育部長

事務局報告事項（１）令和２年度予算編成方針についてを報告いたします。資料No.2をご覧ください。

この度、市長から令和２年度予算編成方針が示されました。１枚めくっていただいて、資料の２ページ、２、小平市の現状、（１）小平市の課題の上から９行目をご覧ください。

「また」以降になりますけれども、令和２年度に向けた小平市の課題として、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、将来人口等を見据え、統合や複合化など、施設総量は縮減しながらも、満足度の高い魅力あるサービスの実現を目指すとともに、次世代に向けた投資として、快適で安全性・利便性の高いまちづくりのための都市インフラの整備を進める必要があること、さらに、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の成果を、小平市のまちづくりに引き継ぐことを意識した施策展開をしていくことが求められていること、また、多種多様な市民ニーズに 대응していくためには、引き続き地域社会を構成する多様な担い手による参加、協働、自治の取組を進めるとともに、安定した財政基盤を維持し、健全な財政運営を行うことが必要であることなどを挙げております。

次に、（２）小平市の財政事情の上から４行目をご覧ください。

小平市の財政事情といたしましては、今後の歳入の見通しとして、個人市民税の納税義務者の微増に伴う増が見込まれるものの、景気の動向等に反映されやすい法人市民税の減のほか、地方法人課税における偏在是正措置やふるさと納税による市税の流出額も拡大傾向にあり、財源的な余裕は期待できないこと、そして、持続可能な財政運営を実現するために、改めて歳入規模に見合った歳出規模とすることを確認し、各事業の優先性や費用対効果等を見きわめながら事務事業を抜本的に見直して、経常的経費をさらに削減するほか、特定財源の確保に努め、基金や市債を

適切に管理し、求められる行政需要に対応していくこととしております。

このような中で、令和2年度の予算編成においては、小平市第三次長期総合計画基本構想の最終年度に当たり、「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」の実現に向けて、新中期的な施策の取組方針・実行プログラムで計画した重点施策の到達目標を達成できるように取り組む大切な年であるとともに、次世代に対し責任を持って事業に取り組むために、限られた財源を真に必要な事業に振り向けて持続可能な財政運営を実現するため、3ページから5ページにございますとおり、昨年度と同様に6項目の基本方針が示されました。

また、参考資料といたしまして、小平市の財政状況、1枚ものものですが、こちらを添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上の内容を踏まえまして、現在、事務局にて令和2年度予算の編成作業を進めております。今後、財政当局等との調整を進めながら内容をまとめ、来年2月の教育委員会定例会において、審議していただく予定でございます。

#### ○古川教育長

次に、(2)小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

#### ○齊藤教育部長

事務局報告事項(2)小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

令和元年11月20日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で2校、4学級、中学校で1校、1学級でございます。各学校には、市内及び都内の学級閉鎖等の情報を提供するとともに、インフルエンザの予防の指導として、小まめな手洗い、咳エチケットの励行、教室等の適度な室内加湿・換気等の実施について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

#### ○古川教育長

次に、(3)小平市立学校教員の交通事故の解決について、説明をお願いいたします。

#### ○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(3)小平市立学校教員の交通事故の解決についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

本件は、本年5月8日、小平市立小平第七小学校の教員が出張のため、自転車で小平市立小平第六小学校へ移動する途中、東村山市萩山町一丁目10番地付近の交差点で、当該教員の左手側より走行していた自動車と出会い頭に衝突したものでございます。相手方の被害内容は、自動車の右フロントドア等の損壊でございます。過失割合につきましては、自動車と自転車の事故であ

ること、当該教員が走行する道路側に一時停止の規制がありましたが、当該教員は一時停止を行わずに交差点に進入したこと等を考慮いたしまして、相手方が60%、当該教員が40%といたしました。

この度、11月11日に示談が成立したため報告するものでございます。示談につきましては、相手方へ自動車の修理費用として、過失相殺した上で、9万204円の損害賠償金を市が支払うことで合意に至りました。

なお、損害賠償金は全国市長会の学校賠償責任保険から全額補填されます。また、本件につきましては、11月18日の市議会幹事長会議に報告し、及び11月26日の市議会定例会初日の諸報告におきまして報告をいたします。

### ○古川教育長

次に、(4)令和2年度教育課程の編成について説明をお願いいたします。

### ○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(4)令和2年度教育課程の編成についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

来年度に向けて、小平市立学校の教育課程編成に係る主な内容についてご説明いたします。

第1の授業時数の確保につきましては、確かな学力等の定着のため、授業一単位時間の密度を高め、効率的で効果的な学習活動を実施することを小平市立学校として重視をいたします。

次に、年間の授業時数は、学習指導要領に定められた標準授業時数に、学級閉鎖等を踏まえまして、20時間程度上回った計画授業時数といたします。

第2の振替休業日のない土曜授業日の設定につきましては、これまで年8回の土曜授業日を全校で実施しております。しかし、来年度は、振替休業日のない土曜授業日を設定しなくても204日の授業日が確保でき、これにこれまでの土曜授業日の8日を加えると、212日の授業日数となります。

本年の各校の授業日数が小学校で206日程度、中学校で204日程度であることを踏まえすと、6日から8日程度本年度より上回る授業日数となります。また、来年度は東京都中学校英語スピーキングプレテストの実施が、来年9月から10月までの土曜日に連続する2時間で実施することが予定されております。同テストの実施日は、今後、東京都教育委員会が調整し、各校で異なる土曜日となることが予想されます。これらのことから、一律8回とするのではなく、各校が学校評価等により学力を定着させるための授業時間を確保しつつ、実情に応じた弾力的な振替休業日のない土曜授業日の設定ができるようにしてまいります。

第3の学校公開日の設定につきましては、本年度と変更はなく、各学期に1回以上及び年間5日間以上設定することといたします。

第4の小学校の運動会の実施日につきましては、本年度までと同様、児童の発達の段階を踏まえて、原則秋に実施することといたします。ただし、工事や周年行事、また、学校経営協議会の

要望等を踏まえ、春に実施する校長の方針がある場合は、春に実施することも認めることといたします。

第5の夏季水泳指導の実施基準につきましては、現在、小学校は20日間または各学年で12回以上、中学校は10回以上としております。しかし、来年度は、夏季休業中にオリンピック・パラリンピック学校観戦が予定されていることから、標準回数を大きく下回ってしまう場合は、教育課程の事前相談で実施可能回数を確認します。各学校には授業における水泳指導の充実を図り、児童・生徒の泳力・体力の向上を目指すよう指導いたします。

第6の祝日につきましては、これまで同様、国民の祝日に関する法律の祝日としての意義を踏まえ、原則として祝日には授業日を設定しないことといたします。

第7の校内研修の実施につきましては、必ず実施する内容等について表のとおりといたします。教職員の資質向上と教職員のサービスの厳正を図ってまいります。

第8のその他でございますが、東京2020大会の児童・生徒の観戦に係る教育課程の取り扱いにつきましては、学校の教育活動の一環として教育計画に位置づけをいたしますが、授業日とはいたしません。そのため、ご家庭の予定等で参加できない児童・生徒は欠席扱いとはいたしません。

## ○古川教育長

次に、(5)第4次小平市子ども読書活動推進計画(素案)について説明をお願いいたします。

## ○川上地域学習担当部長

事務局報告事項(5)第4次小平市子ども読書活動推進計画(素案)についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律の第9条第2項に基づき策定をするものです。今回、第3次計画が本年度末までのものであること、また、取り巻く情勢の変化などに即した内容とするため、第4次小平市子ども読書活動推進計画を策定することとし、この度、素案をまとめました。

詳細につきましては、利光中央図書館長から説明させます。

## ○利光中央図書館長

それでは、資料No.6の2枚目になります。概要をご覧ください。まず、第1章、計画の基本的な考え方ですが、2のところにあります計画の位置づけとしまして、本計画は子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定するもので、努力義務ではありますが、法定計画であります。

なお、計画の策定にあたっては、上位計画及び関連する個別計画との整合を図ります。

それから、3の計画の目的としまして、小平市教育振興基本計画の目標を踏まえつつ、子どもが心豊かな人間性を育むために自主的な読書活動を進めることができるよう、家庭、学校、図書館、地域が連携した環境の整備、充実を図ることを目的とします。



第2章では、これまでの取組と成果をまとめています。家庭、学校、それから図書館、地域の三つの分野において、それぞれの取組や成果について記述をしております。

第3章では、小平市における子どもの読書活動の現状と課題といたしまして、昨年12月に策定いたしました本計画の策定の基本方針に基づきまして、本年1月から2月にかけて実施しましたアンケート調査の結果についてまとめています。そして、アンケートの結果を受けての課題として6点ほど挙げさせていただいております。

裏面へ移らせていただきます。

第4章では、アンケート等の結果を踏まえて第4次の計画の方向性として、方針や目標、期間や対象を示しております。計画の期間は令和2年度から令和6年度の5年間としています。また、計画の対象は0歳からおおむね18歳までとしております。

それから、第5章、具体的な取組として、国の計画の区分けに合わせて、家庭、学校と図書館と地域の三つに分けて合計で42件の事業を挙げさせていただいております。資料本編のほうでは11ページから17ページにわたって記載をしておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

新しい取組や前期計画の取組から大きく変化をしましてまいります項目の中から、抜粋して説明いたします。

まず、1の家庭における読書活動の推進の中ですけれども、(1)乳幼児とその保護者へのサービスとして、乳幼児とその保護者が、読み聞かせをする声など気兼ねすることなく図書館に滞在できる時間を設ける乳幼児タイムについて、現在、中央図書館で毎週火曜日の午前中に館内の利用者呼びかけを行って試験的に運用中ですが、拡大を検討してまいります。

また、小川駅西口地区の市街地再開発事業の公共床に整備がされる予定の新しい小川西町図書館が、誰もが気軽に立ち寄り、くつろいで滞在できる場となるような環境づくりを検討してまいります。

それから、(2)ブックスタートの実施として、健康センターで月に2回実施している3~4か月検診のときに、読み聞かせをした後で絵本を手渡すブックスタートを行っておりますが、図書館の利用案内もあわせて行い、図書館の利用拡大に努めてまいります。

それから、2の学校等における読書活動の推進としましては、(1)学校における市立図書館資料の活用として、市立図書館の資料の中からテーマに沿った調べ学習用図書を図書館職員が選んで特別団体貸出をして配送を行い、学校の授業で活用します。また、学期ごとに図書館からの学級文庫用の図書の団体貸出を活用します。

また(3)で、小・中学校の学校司書機能の充実として、学校司書機能の充実によりまして読書活動を推進してまいります。

それから、3の図書館・地域における読書活動の推進としまして、(2)の子どもたちにとって魅力ある図書館の環境整備としまして、ティーンズコーナーを初めとして書架の充実や学習スペースの整備等子どもたちのニーズを捉え、子どもたちが気軽に来館できるような環境整備を目指すこととしています。

家庭の項目でもありましたけれども、小川駅西口地区の市街地再開発事業の公共床に整備されます小川西町図書館が誰もが気軽に立ち寄り、くつろいで滞在できる場となるような環境づくりの検討を行ってまいります。

同じく（３）の子どもの読書推進の支援として、子どもの自発的な読書の継続につながるよう読書の足跡が手元に残る読書手帳や読書マラソンなど、他の図書館の取組を参考として子どもの読書意欲を継続的に促す方策を検討してまいります。

同じく（４）のティーンズ委員会の開催としては、図書館が中高生にとって居心地のよい場所にしていくために十代の児童・生徒をティーンズ委員会のメンバーとして募集しまして、子どもたち同士が本を勧め合うような読書環境の推進を図ります。現在、小平市独自の取組として、なかまちテラスで開催をしており、高く評価されているものでございます。

それから、第６章では、計画の推進と評価について記述をしております。計画の推進にあたっては、関係各課が委員として構成される小平市子ども読書活動推進計画検討委員会において、進捗状況の点検評価を行うとともに、図書館協議会に報告を行い、意見聴取をしてそれをもとに必要に応じて事業内容及び手法などの改善を図り、計画的・効果的に施策や事業を推進してまいります。

最後に資料の１枚目になりますが、第４次小平市子ども読書活動推進計画（素案）についての裏面をご覧ください。

一番下の７の今後の予定でございますが、本日の後、明日１１月２２日金曜日から１２月２３日月曜日までの間で市民意見公募手続を予定しております。こちらを経まして、成案を作成いたしまして、２月２０日に予定されております教育委員会の定例会で報告を行い、３月下旬に計画を公表させていただく予定でございます。

## ○古川教育長

次に、（６）寄附の受領について説明をお願いいたします。

## ○齊藤教育部長

事務局報告事項（６）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.7をご覧ください。

１は、食缶洗浄機１台をNTTファイナンス株式会社様より、小平市立学校給食センターへの指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

２は、レクチャーキャビネット・フレキシブル型マイクロホン、ポータブルアンプ一式を小平第十五小学校PTA様より、小平第十五小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

３は、ワンタッチテント１張りを小平第十五小学校PTA様より、小平第十五小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

４は、子ども用神輿２基を小平市青少年対策十一小地区委員会様より、小平第十一小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。

## ○古川教育長

次に、(7)小平市教育委員会後援名義等の使用承認について説明をお願いいたします。

## ○齊藤教育部長

事務局報告事項(7)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。資料No.8をご覧ください。

今回報告いたしますのは4件で、例年または過去にも承認しているものでございます。

## ○古川教育長

ありがとうございました。ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

## ○三町委員

1点目は、事務局報告事項(3)小平市立学校教員の交通事故の解決について、資料No.4です。今回の示談は物損での処理ですけれども、けがに関する賠償についてはこれから協議するとなっています。交通事故なので、けがをすれば当事者間ということになるのかもしれませんが、これは自転車認められていて、出張に出かけている。公務の途中の場合で、例えば、4対6の割合で4割は自分が悪いとなった場合に、自己責任で払わなければいけないのか。または、公務だったので、別に補償はされるのか質問です。

次に、事務局報告事項(4)令和2年度の教育課程の編成について、授業時数をしっかり確保して充実した教育活動を行うということ、また確実に進めていくための教育委員会としての枠として示されたということと理解したところです。8のその他「東京2020大会児童・生徒の観戦に係る教育課程の取り扱いについて」というところで、「学校の教育活動の一環として教育計画に位置づける。ただし、授業日とはしない。」とあります。この扱いは、昔あった林間学校みたいなもので、学校の先生方が引率しているけれども、授業時数に入っていない。そういう扱いでいいのでしょうか。

それから、東京都からは、授業日として扱うというような話もあったと聞いています。そこを授業日としないということについての意味合いを教えてくださいたいと思います。

もう1点は、毎年のようにお話しさせていただいているのですが、授業時数の確保ということで標準時数プラス20というのを否定するわけではありません。ただ、いつも感じるのは、トータルで20を超えているからといって決して各教科の授業がしっかりされているということではありません。各教科がちゃんと標準時数を確保されて進めていくという、そういうことが前提にないといけません。教育課程上では各教科の時数が入ってくるから、届け出上は標準時数を超えた数字が載せられるのだと思います。そこは、しっかりして指導していただけたらと思います。それから、特に教科として道徳が位置づけられました。朝の全体集会、朝礼等が影響しない

よう週時程の位置づけがしっかりなされているのかどうか。週に1回しかないわけですから、私の時代であれば、月曜日の1時間目が道徳で、朝礼があってそれからずれ込んで、実質50分授業にならないことが多々ありました。もし今もそういう学校があるとするならば、それは是正させていただきたいと思います。届け出の中で週時程をきちんとしてもらおうと思いますが、どこで道徳の時間を位置づけているのか。そういうことはしっかり律しながら確実な授業の実施に向けて進んでいただけたらと思います。これは要望になります。

#### ○国富教育指導担当部長

1点目の交通事故の関係でございますが、けがの件に関しましては、公務災害で補填がされております。

それから、2点目の教育課程編成の関係でございますが、8の東京2020大会への参加の扱いにつきましては、委員のおっしゃるとおり林間学校等の扱いと同様でございます。

それから、授業日としない理由でございますが、授業日とした場合には子どもたちの出欠の扱いがございます。家庭のご事情や自分のさまざまな習い事等もあろうかと思えます。どうしても子どもたちの予定で行けないという状況も考慮しまして、不利益にならないようにと考えてこのようにいたしました。

それから、3点目の各教科の標準時数等につきましては、きちんと指導していきたいと思っております。

#### ○古川教育長

ほかによろしいでしょうか。

#### ○丸山委員

今の教育課程編成についてですけれども、5の夏季の水泳指導の実施基準に、指導体制というのがあります。教える先生と見守りも必要かと思うのですけれども、絶対的に指導する人も少ないし、先生によって指導力、指導の資質に差があると思えます。そういうところはどこをどう考えていますか。

#### ○古川教育長

授業の話でしょうか。夏の指導に対してでしょうか。

#### ○丸山委員

夏についてです。

#### ○国富教育指導担当部長

夏季水泳指導の人数については、教員が入るとともに、必要に応じて、指導補助の形での支援

員の制度がございます。こういった形で子どもたちの安全管理、また、泳力向上に向けての指導を実施しております。

指導力につきましては、これは授業日等も同様でございますが、学校で水泳指導を行う中で、複数で指導しておりますので、その中でお互いに指導を見合ったりするOJTに位置づけ、また夏季の水泳指導を行うこと自体が指導力向上につながると認識しておりますので、そのような形の推進を学校にも伝えていきたいと思っております。

#### ○古川教育長

後はよろしいですか。

#### ○丸山委員

事務局報告事項（5）第4次小平市子ども読書活動推進計画（素案）について、学校図書館協力員の配置等をされていますが、協力員は司書ではなくあくまでも協力員ということですが、司書的な仕事もされています。先日、小平第一中学校の学校訪問の際も図書室を見学させていただきましたけれども、協力員の方の尽力というか日々の活動というのがかなり垣間見られました。市全体として協力員の資質の差が出てしまうと思います。ここの協力員というのは、時間雇用の立場としてどうこれから考えていかれるのか質問です。

#### ○利光中央図書館長

学校図書館協力員ですけれども、まず、協力員の方の募集時に司書の資格をお持ちであるか、あるいは図書館でのお仕事の経験があるかという要件でお願いしているところがございます。その上でお仕事をお願いしているわけですけれども、学校図書館協力員につきましては、随時研修等も重ねて実施しておりますので、そういった場を通じて司書的な役割としての質の向上を図っていくところでございます。

また、今回の計画は今後の5年間ということですが、こちらに書いてありますように学校司書機能の充実ということで、期間を通じてこういった充実、整備等を進めていきたいと考えております。

#### ○古川教育長

よろしいでしょうか。

#### ○森井教育長職務代理者

事務局報告事項（4）令和2年度の教育課程の編成について、3の学校公開日の設定で、「学校公開日は、全日、全学年公開とする。」とありますが、これは絶対なのでしょう。学校によっては授業や、さまざまな学年の何かで、これが原則となっているのかどうかということの確認と、7の校内研修の実施で、内容はどれも毎年していただきたいものであると思っておりますが、学校

危機管理のところで、時期、回数等が年度初め及び必要に応じてとなっていて、回数が書いていないのですが、これは実施しない年度もあるということでしょうか。その2点、確認させていただきたいと思います。

#### ○小影指導主事

学校公開日の実施についてですが、学校公開日は、全日、全学年公開とすることが原則となります。

7の校内研修の実施についてです。「年度初め及び必要に応じて」と記載していますが、年間1回は行っていると確認をしています。また、より分かりやすくなるよう明記していきます。

#### ○古川教育長

各学校1回以上は実施しているということでしょうか。

#### ○小影指導主事

はい。

#### ○古川教育長

わかりました。

#### ○森井教育長職務代理者

先ほどの学校公開、全日、全学年公開というのは原則で、していないところもあったように思っていたのですが、記憶違いだったかもしれません。学校に任せられているということではなく、必ずということでの理解でよろしいでしょうか。

#### ○国富教育指導担当部長

原則としましては、こちらに記載のとおりです。これとは別に道徳授業地区公開講座等の公開をしていて、授業公開として行っている部分がございますので、そういったときは午後の公開ですとか3時間目公開というような部分公開がございます。学校公開日という日にちの扱いは、こちらに記載のとおりでございます。

#### ○古川教育長

山口委員、何かありますか。

#### ○山口委員

資料No.6について、教えていただきたいことがあります。11ページ、具体的な取組で、「乳幼児タイム」は毎週火曜日中央公民館のみというお話を聞いてわかったのですが、(3)にある

「おはなし会」や（５）の「おはなし室の開放」、１４ページ、（１５）のなるほど出前講座、こういうのは実際に何回行われていて、どれぐらいの人たちが参加されているのか教えていただけますか。

#### ○利光中央図書館長

手持ちの資料がございませんので、また改めてお答えをしたいと思います。

#### ○古川教育長

別の件で何かありますか。

#### ○山口委員

急に数のことを聞いてしまい申し訳ありません。このアンケートの後半に結果が出ているのですが、このような取組やお話会を実施しているということを知らなかった方が多くいるように見受けられたので、どれぐらいの方が知っていて利用しているのかが知りたくて確認させていただきました。

これは要望になるのですが、私が実際に子どもを連れて図書館を利用するとき子どもが大きな声を出したり動き回ったりするので本を選べなかったり、相談したいのにできないということがありました。自宅のインターネットでお勧めの本や書評を調べ、ネットで購入するということを今までも仕方なくしてきました。乳幼児タイムやおはなし会で積極的に職員が子どもを見てくれたり、出入り口で子どもが外に出ないように見守りをしてきているだけで保護者は大分本が選びやすくなると思います。また、予算上、保育士や保健師を置くことは難しいと思うのですが、いろいろな施策を統合してそこに人を集約することで、本も選べてお話も聞ける。例えば、保健師と相談ができ、公民館の親子向け講座の情報もそこで知ることができるというような、課をまたいだ取組を図書館で行っていけると図書館の利用が少し上がると思います。そういうことも検討していただければと思います。要望です。

#### ○利光中央図書館長

委員がおっしゃられたような課題ですが、実際にイベントのときのアンケート等でも、お子様がいらっしゃる方からそのようなご意見等はいただいています。今後の課題といたしましては、他の課との事業連携も必要だと捉えております。

#### ○三町委員

私も図書館関係のことで幾つかお聞きしたいと思います。これは素案ですので、これから子どもの読書活動に関わっている方が目を通したりして、いろいろな意見が出てきて、そして、最後にまとめを行うと思いますので、細かいところをどうこう言うつもりはありませんが、構造的に「これまでの取組と成果」「小平市における読書活動の現状と課題」となっているのですけれど

も、「これまでの取組と成果」を見れば一生懸命やられてきたというのは、すごくわかります。

その後の「小平市における読書活動の現状と課題」で「学年が進むにつれて増加する読書離れの対応」というのは、これは新たに出てきたわけではないと思います。以前から学年が上がれば上がるほど読まない。極端に言えば大学生が全然本を読まないというのは実際にあります。そういう傾向がずっと続いている中で、今まで頑張ってきたけれども変わっていないということなのか、その辺がよくわかりません。頑張ってきたということと、それから現状まだ考えていますというのは、これを読んでも読み取れないというのは正直な感想です。

例えば、9ページに「情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響」とあります。これは大きなことだと思います。実際に大人でもスマートフォンで電子ブックを読んでしまうし、これから5Gの時代になっていきます。最後の2行で「第三次計画で行った実態把握や分析の結果を元に、子どもの読書環境の変化を注視していく必要があります」とありますが、注視するだけでいいのかということには気になります。5年後は、かなり変わると思います。そういうこれからの5年間の見通しの中での方向性に対してどうお考えなのでしょうか。

それと同様に、例えば13ページ「特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援」は、大変重要なことだと思っています。ずっと読んでいてなるほどと思ったのですが、14ページの一番上ですけれども「視覚障がい等のある子どもが学校図書館を利用しやすくなるよう施策のあり方を研究します。」とあります。これから5年間は研究で終わるとというのは方向として、それでいいのかという、これも正直な疑問です。こういうことについて、この期間でこれぐらい考えているということがあれば教えてください。

それから、もう一点、15ページの「ティーンズ委員会の開催」について、説明ではなかまちテラスのところでありましたけれども、これは全地区館に広げるという意味なのか、なかまちテラスのティーンズ委員会を継続して進めるのか、読み取れません。印象として開いてくれるのかと思ったのですが、補足で説明いただけたらと思います。

## ○利光中央図書館長

まず、1点目ですけれども、子どもの読書環境の変化という点で、確かに9ページにありますような情報環境の変化というのがかなり激しく進んでございますけれども、今回、計画の策定に際しまして、アンケートをとった中でも、年齢が進むにつれて読書離れが進んできているということは読み取れます。

図書館を取り巻く環境自体も大きく変化をしておりますし、電子書籍とかそういった媒体も出てきておりますし、今後さらに拡大をしてこようかということが予想されていく中で、従来の形の図書館のあり方も含めまして、今後どう子どもたちと図書館がかかわっていくかということというのは変化が激しいということもありまして、そういった意味で注視という言葉を使わせていただいております。

それから、特別な支援を必要とする子どもたちの関係のところですけれども、読書バリアフリー法が今年の6月に施行されました。まだ、国のほうの具体的な方策を示されていない段階で、



これからそういったところが出てくるという段階になっております。その後、それを受けて各市において具体的な取組というのが示せていけるという段階ですので、現段階ではまだ方策が打ち出せないというところでございます。

それから、ティーンズ委員会のところでございますけれども、図書館協議会でも同じようなご意見をいただいております。現在のなかまちテラスでのティーンズ委員会は、いろいろな方面からも評価をいただいているところなのですが、ただこれを実際にやっていくためのエネルギーといえますか労力はかなり大変なものがございます。とりあえず、なかまちのティーンズ委員会を充実、継続させていくところからスタートして、そこで得られたものがあれば、他でもと考えているのですが、今後なかまちテラスの様子を見ながらまた考えていきたいという考えであります。

### ○三町委員

ありがとうございました。世の中の変化だとか国の方策が変わって進めていくということに対しては、よくあるのは国が、地域を指定して積極的にやらせるようなことがあると思います。また、5Gの世界になったときに図書館としてどうあるべきかというところでまた検討したりすると思います。だから、注視というよりは、積極的に取り組んでいる地域を把握して、そして本市でどう取り入れられるかという方向性をしっかり出してほしいと感じます。ただ単にどこかでやっている情報を得てからやりましょうではなく、やっている自治体を調べて、小平ではどこまでできるか、そういう積極的な形で進めていただけるとありがたいと思いました。できるだけいいものは広げていかなければと思います。きっとこれが出た後に例えば、ティーンズ委員会に関しても、これは毎年報告の中で増えてきましたとか、5年間の中で二つの館になりました、三つの館になりましたというような形で出てくるという理解でよろしいのでしょうか。そこだけ確認です。

### ○利光中央図書館長

ティーンズ委員会については、現在のなかまちテラスでの取組を参考としながら、今後の計画期間の中で拡充をしていける道筋をつくっていきたいと考えております。

### ○三町委員

わかりました。

### ○丸山委員

図書館・地域における読書活動の推進や図書館に足を運んで本を読むなど、対策というのがたくさんあります。その根本となる本の選本について、ここ数年、本の質が変わってきて、イラストがおもしろいとか、内容もいろいろな角度から取り扱ったものがあり、本屋に行けばキラキラした本がたくさんあります。そういうので子どもが、これを読んでみようという気になると思い

ます。そういう本の選本についてとか、品揃えの方針についてあまり具体的にないのですけれども、予算等のこともあるので難しいとは思いますが、小平市としての本の選本、購入については、どう考えられているのでしょうか。

### ○利光中央図書館長

選本ということでございますけれども、計画には記載しておりませんが、選書の基準を設けておりまして、その中で本を選んで図書館の書棚に並べているところでございます。現在の基準におきましては、例えば、お子さん向けのものですと、コミック類というのは現状では入れていないところでございます。ただ、いろいろなご要望等もありますし、時代の変化によって、コミックとはいっても、例えば学習マンガ的なものもございますし、ニーズに対応しながら、選書の基準というのも少しずつ見直していく必要があると考えております。

### ○山口委員

読書を取り巻く子どもや社会の環境が大きく変わる中で、来年度から第4次計画がスタートするわけです。第4次計画の目玉といいますか、売りはどこなのでしょうか。第3次計画と第4次計画を見比べて、環境はこれだけ変わっているのに、何か新しい対策や方策が、私には見えておりません。図書館としてこれから5年かける第4次計画の売りとしているところやポイントはどこなのか教えていただけますか。お願いします。

### ○利光中央図書館長

第3次計画から第4次計画への大きく変わったポイントは、計画のつくりとしまして、国の計画に合わせて家庭、学校、図書館・地域の三つに区分けしてお示しをしています。それから、具体的な取組では、一つには学校図書館とのかかわりというところ、これは第3次計画でも謳っていたところでございますけれども、その辺の取組、協力の強化というようなこともあろうかと思えます。それから、読書環境の変化というところも出てきておりますので、はっきり書いている部分というのはなかなか見えてこない部分もあるかと思うのですが、その辺への対応というのをしていかななくてはいけないと考えています。

### ○古川教育長

今の話で、取組の分け方を変えたということですが、特徴的なことというのは何かありますか。

### ○利光中央図書館長

従前の計画ですと、計画のつくりとしまして、新規の計画と従来計画というような分け方をしていたところですが、今回、国の計画に合わせ対象を地域と家庭と学校ということで区分したところでございます。

### ○古川教育長

区分したところで、特に特徴的なものを教えてください。

### ○利光中央図書館長

特徴的なところで、図書館の取組としましては、こ दौर デジタルアーカイブの利活用を促進しております。また、情報リテラシーの支援など、新しい取組等も今回掲げさせていただいたところでございます。

### ○森井教育長職務代理者

具体的な取組の中で、「これは第4次から新しく取り組まれている」というところが、見えな いという感想を持ちました。家庭、学校、地域ということに分けてくださっているのはとても分かりやすくなりました。先ほどおっしゃっていたデジタルアーカイブですが、新規のものであるのか、第3次から継続しているものであるのかが見てとれる内容にさせていただけると、わかりやすいと思います。これだけを見ていると、第3次から第4次が変わっても、何が新しくなっていて、何が重要なのか、また第3次から継続されているものなのかが見えません。この計画に則って子どもの読書活動を5年間進めていく大切な計画ですので、第3次から継続して進めていきたい、さらに第3次以上に拡充したい、第4次から新規として進める、というように実情に応じてこれから進めていかなければいけないものだということが見えるような形が必要なのではないかと いう感想を持ちました。

それとアンケートの中で、31ページ問8の棒グラフが2段に分かれています。これは小・中・高に分かれていますということなのではないでしょうか。そうであれば注釈を入れるとか、色を変え るとかそういうことをしていただいたほうが良いと思います。

### ○利光中央図書館長

最初のご指摘について、施策のところでは新規のものが、わかりづらくなっておりますので、計画の成案を作る際に、表記上で何か工夫ができるか考えてまいりたいと思います。

### ○小松花小金井図書館長

アンケートの項目についてでございます。例えば、「小説」と「昔話」の間に「ドラマ・映画の原作本」という項目が入るなど、14項目の質問をしておりました。印刷する際にうまく印字がされていませんでした。こちらについては、訂正させていただきます。大変申し訳ございません。

### ○古川教育長

パブリックコメントの前にはきちんと直してください。

あとは、よろしいでしょうか。

### ○三町委員

事務局報告事項（６）寄附の受領について、１番の食缶洗浄機が、ＮＴＴファイナン株式会社から学校給食センターに寄附されていますけれども、これはどういう関係で学校給食センターに寄附があったのか、教えてください。

### ○関口学校給食センター所長

平成２６年度から平成３０年度にかけて食缶洗浄機をＮＴＴファイナンス株式会社とリース契約を行っておりました。契約期間終了後にご寄附いただきました。

### ○三町委員

納得しました。最近、いろいろと癒着などのニュースがあり、気になりました。

### ○森井教育長職務代理者

事務局報告事項（２）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、インフルエンザの流行宣言が出され、報道等では流行しているという状況を耳にします。その割には、小平市ではまだ学級閉鎖は少ないように見受けられますが、各学校では、少しずつインフルエンザにかかっている児童・生徒の数は増えているという状況もあります。また長い期間インフルエンザが流行するということは、１回かかっても違う型のインフルエンザにかかる可能性もあるということが報道でもありました。ですので、うがい、一番効果があるのは手洗いというお話も聞きましたので、ぜひ、受験生がいるいないにかかわらず、インフルエンザにかからないように指導も徹底していただくようお願いしたいと思います。

### ○古川教育長

広がり具合がわかれば教えてください。

### ○安部学務課長

今シーズンに入りまして、９月１８日から、小平第二小学校においてインフルエンザの学級閉鎖がありました。昨年度と比較すると、かなり早い時期に学級閉鎖が始まったのですけれども、昨今の状況を見ますと、爆発的に流行しているという状況ではありません。東京都からの情報を見ると、他市でも学級閉鎖が出ております。１１月４日の週は、平年並みだったのですが、１１月１１日からは微増傾向という状況でございます。機会を見て各学校には啓発をしてみたいと考えております。

### ○古川教育長

よろしいですか。

以上で事務局報告事項を終了いたします。

(議案)

**○古川教育長**

次に、議案の審議を行います。

初めに、議案第30号、令和元年度教育予算の補正の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

**○齊藤教育部長**

議案第30号、令和元年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会12月定例会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきまして、小学校費で213万円を増額いたします。

増額理由でございますが、増級、クラス増に伴う備品購入費の増によるものでございます。

**○古川教育長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

**○古川教育長**

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第30号、令和元年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○古川教育長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第31号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

**○川上地域学習担当部長**

議案第31号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案は、図書館資料の宅配貸し出しの対象範囲を広げること及び利用カードの代わりに非接触

型の技術方式を用いた I C カード等を使って図書館資料の貸出等を可能とすることなどの必要な事項を定めるため、小平市立図書館条例施行規則の改正を行うものです。

詳細につきましては、小松花小金井図書館長から説明させます。

### ○小松花小金井図書館長

それでは、議案第 31 号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての概要について、説明させていただきます。

今回の改正につきましては、大きく 2 点の改正となっております。

1 点目の、宅配貸出サービスの対象拡大について説明いたします。現在、図書館に来館することが困難な方のご自宅に図書館の本等をボランティアの方が月に 1 回、宅配、回収しているサービスを行っております。従来は、対象を「65 歳以上の者で要介護 3 以上の認定を受けている者」としておりましたが、これを「要介護 1 以上の認定を受けているものであって図書館に来館することが著しく困難な者」に対象を拡大いたします。新たに本サービスを利用される方は、宅配貸出サービス利用登録申込書を図書館のカウンター、電話、あるいはファクス、郵送、いずれかの方法で申し込みをすることができます。申し込み時に対象であることが確認できる証明書を提示していただくことになっており、申し込みは代理の方が行うこともできるとされております。

2 点目の、図書館における非接触型 I C カードの利用についてでございます。現在、図書館資料の貸し出しの際には、利用カードを提示することにより申し込まなければならないこととされておりますが、今回の改定により非接触型 I C カード、具体的には交通系 I C カードや電子マネー、あるいは携帯電話等に使われている「F e l i C a」と呼ばれる技術方式を用いた I C カードを図書館で利用登録することによって、図書館の利用カードのかわりに使うことができるようになります。利用登録は、図書館の利用カードと「F e l i C a」機能を使って、I C カードをカウンターのほうに提示いただくことにより登録することができます。

そのほか、所要の整理、文言の整理を行いまして、令和 2 年 1 月からの実施を予定しております。

### ○古川教育長

質疑に移ります。

### ○三町委員

質問です。I C カード等というのは非常に便利で、私も個人的に、例えば映画館のチケットを予約しておいて向こうで「ぴっ」として、そのまま入るといようなことをしております。今おっしゃったように、I C カード等というのは、交通系やおサイフケータイですけれども、I C チップが入っているということで、マイナンバーカードも入っています。ああいうものは技術的に対応するのでしょうか。教えてください。

### ○小松花小金井図書館長

まず、技術的なことを申し上げますと、マイナンバーカードについては、今回改正の対象とした「F e l i C a」という規格には入っておりません。非接触型の I Cカード通信規格には大きく分けて三つの種類がありまして、タイプ A と呼ばれているものが、たばこの自動販売機に使われているようなカード、タイプ B と呼ばれているものが、先ほどおっしゃったマイナンバーカードになりまして、「F e l i C a」はタイプ F と呼ばれるものでございまして、タイプ B のマイナンバーカードで使われているものはセキュリティー機能がすごく高いものになっております。

「F e l i C a」で使われているものは高速でできるものになっておりまして、今回の改正で行うことについては「F e l i C a」を対象としているということでございます。

マイナンバーカードの今後についてでございますが、現在、国等で住民自治体ポイントとかより使われている「マイキープラットフォーム」というものがあるのですけれども、それへの対応等も踏まえながら検討していかなければならないと考えております。

### ○古川教育長

よろしいですか。

### ○三町委員

使えないというのはわかりました。それから、今後も小平は、なかなかそういう方向にはいかないということで受けとめました。

### ○古川教育長

ほかに質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

— 討論省略の声あり —

### ○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第 3 1 号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

### ○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。

3時45分まで休憩いたします。

**午後3時25分 休憩**